

# 第 53 期令和 2 年度第 5 回

## 香川地方最低賃金審議会

### 会議次第

令和 2 年 8 月 21 日（金）10：00～  
高松サンポート合同庁舎北館 702 会議室

1 開会

2 議題

(1) 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について

(2) その他

3 閉会

第 53 期令和 2 年度第 5 回  
香川地方最低賃金審議会

資 料 目 次

- 1 香川県最低賃金の改正決定について（答申）（写）
- 2 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出書（写）
- 3 異議申出書（写）



資料No.1

写

令和2年8月5日

香川労働局長  
本間之輝 殿

香川地方最低賃金審議会  
会長 柴田潤子



### 香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年6月30日付け香労発基0630第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、平成30年10月1日発効の香川県最低賃金（時間額792円）は、平成30年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかつたことを申し添える。

当審議会としては、政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための効果的な支援や、取引条件の改善等に積極的に取り組むことを強く要望する。

## 香川県最低賃金

### 1 適用する地域

香川県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 820円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

法定どおり

## 香川県最低賃金と生活保護との比較について

### 1 最低賃金

- (1) 件 名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 792円
- (3) 発 効 日 平成30年10月1日

### 2 生活保護

- (1) 比較対象者  
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
平成30年度
- (3) 生活保護水準（平成30年度）

生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（92,384円）。

### 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

#### （註）1箇月換算額

$$\begin{aligned} & 792\text{円} \text{ (香川県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ & \times 0.818 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 112,597\text{円} \end{aligned}$$

(写)

2020年8月14日

香川労働局長  
本間 之輝 様



香川県労働組合総連合（香川県労連）  
議長 岩部 乃之



## 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出書

8月5日、香川地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を2円引き上げ、820円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第12条、第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

昨年まで2013年以降、7年連続して二桁の引き上げを答申されたことについては、審議会委員はじめ関係者の方々のご尽力に敬意を表するものです。しかし、今年は専門部会での議論経過が明らかにならず、示された引上げ額を客観的に見るならば、異議を申し出ざるを得ません。

この金額では、ワーキングプアの解消と均等待遇への接近も、地域間の賃金格差の解消も、十分にはかることはできず、大幅な上積みが必要です。

ついては、今年度の香川県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望します。

記

### 異議申出の理由

#### 1. 憲法の生存権を見据えた水準に

安心して働くためには、最低賃金を大幅に引き上げ、ちゃんとした生活ができるようになります。今の最低賃金では憲法で定める「健康で文化的な生活」や労働基準法第1条でいう「人たるに値する生活を営むための必要を充たす」ことができるでしょうか。最低賃金法の目的である「労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保、国民経済の健全な発展」につながるのでしょうか。

意見陳述でも述べたとおり、香川での最低賃金額の115%以内の賃金で働く労働者人口は、全労働者人口の6%であることから、最低賃金の大幅引き上げが香川の企業に与える影響は少なく、労働者の生活を安定させる賃金こそが定住人口の歯止めになるとともに、地域の活性化にもつながると考えています。

「香川県ひとり親家庭等自立促進計画(香川県・令和2年3月発表)」では、香川県内の母子世帯数が、H7年・4175世帯、H17年 6205世帯、H27年 6396世帯と増加し続けており、

H30年8月アンケートでは、世帯主(母親)の38.3%が臨時雇用・派遣社員で、世帯収入の32.3%が150万円未満となっており、3割以上の母子世帯が最低賃金程度で働いている実態を示しています。困っている項目の最多回答は生活費52.1%で、「生活が苦しい・やや苦しい」と答えた方は69.2%にも上っています。

最低賃金法の第1条は、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び公正な競争の確保に資する」とあります。現行の最低賃金の水準は、通常労働時間で働いても生活できない額にしかならず、法の趣旨を充たせない状態ではないでしょうか。

こうした事態に陥った原因は、この間の答申が目安額や生活保護費比較方法(18-19歳・単身者)に縛られ、最低賃金額付近で働く労働者の生計水準を調べ、本来、比較すべき労働者の生活水準標準と最低賃金額の妥当性について議論してこなかったためではないでしょうか。

## 2. 「早期に800円以下をなくし、2020年までに平均1,000円に

2010年の雇用戦略対話において「2020年までにできるだけ早期に最低800円、平均1,000円」を政労使三者で合意しました。“三者合意”という点では、極めて重い意味を持っていると考えます。

昨年10月の全国過重平均の最低賃金改定額は901円であり、合意額より100円近く低い状態であり、今年の答申額2円アップでは、全国平均1000円には到底到達できません。雇用戦略対話の合意達成を目指す改正を行るべきです。

このコロナ禍においても、イギリスは全国一律最低賃金を6%UPさせています。リーマンショック後の経済対策でも、多くの先進国が中小企業支援政策を採った上で、最低賃金の大引き上げを行い、内需の拡大を図っています。

いま行うべきことは、最低賃金を引き上げ、可処分所得を増やし内需を温めることではないでしょうか。

## 3. 「早期に全国一律最低賃金制度の確立を」

意見書でも述べたとおり 地方を疲弊させる地域間格差の是正のため、全国一律最低賃金制度の確立が絶対に必要です。

昨年までの目安を基準とした最低賃金額の改定では、最低賃金の地域間格差がますます拡大してしまいます。今年の答申額では、最高額の東京都1013円(改定なし)と香川県820円(+2円)との差は、193円と少し縮小しました。しかし、依然として200円近い差があります。これでは、労働者の流出に歯止めを掛けことにはなりません。

7月13日付で提出した意見書でも述べましたが、賃金の低い地方から高い地方へ労働者・労働力の流出は続いており、さらにその中心世代は、働き盛りの若年層・子育て世代に集中しています。これにより高齢化・過疎化が拡大し、地方・地域の活力を著しく疲弊させています。

7月上旬に行った県内18の自治体要請懇談では、私たち全労連が目指す「全国一律最賃制度の確立・最低賃金1,500円」要求について、コロナ後の地方経済政策を見据えている首長や自治体幹部の方から、多くの賛同を得ました。

「人口減少」「自治体消滅の危機」などが県内各自治体でも問題化するなか、地域別の賃金格差による労働者・労働力の流出という事態も、一刻も早く防がなくてはなりません。

この危機意識が福井や山形県知事の「全国一律最低賃金制度を実現すべき」との発言になっています。香川県地方最低賃金審議会でも共有しなければならないと考えています。

重要な視点は、現行の地域別最低賃金のような、大きな地域間格差は存在しないということです。ランク別の地方別最低賃金制度の限界が来ているのではないでしょうか。

全労連が全国で、同一方法で取り組んでいるマーケットバスケット方式による“最低生計費試算調査”の香川県の結果では、25歳単身者が、憲法25条が保障する最低限の生活をするためには、「月額22万円」が必要です。香川県の平均労働時間の150時間では、1,475円となります。現行の最低賃金との乖離は著しいといわざるを得ませんし、全国の調査で明らかになったように、生計費に大きな違いがないなら地域間格差を正当化する根拠はどこにも見当たりません。のことからも、早期に「全国一律最賃制度」の導入が必要となります。

#### 4. 中小企業支援策の拡充は待ったなし

もちろん最低賃金の引き上げは企業にとってコストアップとなります。しかし、低賃金で働く臨時雇用・派遣労働者を多く抱える職場では、常に労働者を募集し、新人に一から仕事を教える必要があるため、常時、コストがかかり、生産性の向上が期待できません。安定した生活が営める賃金が保障されるなら、労働者は職場に定着し、技能や知識を蓄積することにより、生産性も高まるのではないかでしょうか。

本県の求人募集において、最低賃金に近い額で募集しているのは、大手資本の会社やフランチャイズ店に多く見られる傾向であり、人材確保を重視する多くの県内企業は、常用雇用労働者を拡大する努力をされています。

コロナ禍において、中小企業の経営困難性は十分理解できますから、最低賃金の引き上げとあわせ、中小企業支援策の早急な拡充が重要と考えます。

中央最低賃金審議会だけでなく地方審議会においても、大規模な中小企業支援が急務である点については、劳使の一一致を見ています。業務改善助成金、最低賃金引き上げに向けた中小企業相談支援事業などの取り組みが行われていますが、現状は欧米の支援策に比べあまりにも貧弱な状態です。業務改善助成金だけでなく、各種の助成策、融資制度の改善や借金返済の猶予・凍結、税・社会保険料負担の軽減・免除策などが強く求められます。

元請け企業による「単価叩き」をさせない公正取引の監視強化と、最低賃金引き上げのコストを単価に転嫁できるよう「適正取引のあり方」を改善することも重要なと考えます。

#### 結語

以上より、今年度の改正答申を、このまま認めることはできません。再審議して、上積み議論を行うよう求めます。

最低生計費の視点で県内母子世帯の収入実態を考慮すれば、最低賃金は1,000円以上が必要と考えます。

また、中央最低賃金審議会が目安額を示せなかった今年度こそ、地域間格差を縮小する絶好の機会であり、今年度の引き上げ額を議論し直すべきです。

以上

# 異議申出書

資料No.3

香川労働局長  
本間之輝様

2020年8月18日

写



香川連帯ユニオン  
執行委員長 小宮



香川地方最低賃金審議会の改定決定に異議があるので、下記の如く異議を申し出るものである。

記

## 1 異議申出書を提出した者

小宮 淳は、香川県善通寺市上吉田町8-9-7 善通寺地区労働会館に本拠を置く合同労組の香川連帯ユニオンの執行委員長である。香川連帯ユニオンの組合員は善通寺市や仲多度郡のみならず、県下の様々な事業所に勤め、現在11名の組合員が存在する。

また、香川連帯ユニオンは、上部団体として仲多度地区労働組合協議会に属しており、同協議会へ1名の幹事を出している。通常、同協議会の幹事は委員長が務めており、本年度においては執行委員長の小宮がその任を果たしている。

## 2 異議の内容及び理由

### (1) 最低賃金そのものが安すぎる。

今回審議されて出された820円という最低賃金額で、香川県民は生活できるのかどうかの検証を、労働局及び上記審議会の皆様は実施されてきたのか。そして、その検証を基に審議会で出されたのが上記の金額なのか。もし、そのような具体的なデータに基づいた検証結果があるのであれば、ウェブサイトなどを利用して情報公開して頂きたい。

仮に、最低賃金を時給1000円とし、月～金まで労基法が定める一日8時間働いたとして、いくらの収入が入るか。そして、ひと月あたりの賃金即ち月給となると、税金その他の額を差し引かれたとして、所謂「手取り」はいくらになるのか。それが借家住まいであれば、ひと月当たりの家賃や水光熱費、食費などに使われる額はどれくらいになるのか。この様な具体的な検証に基づいて、最低賃金は出されるべきであると考える。

香川県のように、公共交通機関があまり発達していない地域においては、通勤手段に自家用車が必要な方が大半である。通勤手当は出るところもあるが、自家用車の購入や維持は月給からやりくりして貯蓄し、それを諸費用に充てているのである。また、日常的に付き合っている親せきや近所の方々などとの冠婚葬祭費用もそれなりに必要である。

例え時給が 1000 円だとしても、家賃や水道光熱費及び通信費に消え、人間として生きていくためには当然のことながら食費に消えていくのである。子どもや老人が家族にいる場合には、更に支出が増えることも考えられる。このような現実で、人間がまともに生きていけないことを、審議会の皆様はもっとご理解いただきたい。

ここに、憲法第 25 条を改めて明らかにしておきたい。

「 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」

働く者にとって給与は、少なくとも労働力を維持していくための生活費であり、人間として生きていくための必要経費である。最低賃金が上記憲法の趣旨に則り、実際に「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ための額となるよう、私たちは求めてやまない。

## (2) 金は政府が持っている。

ここ数ヶ月の政府の予算の使い方をみると、もともと税金として集めた金を政府はふんだんに持っているのである。いまだに、オリンピックへの予算は計上し、新型コロナ対策についてはアベノマスクへの投入、はたまた GoTo キャンペーンへの予算投入、政党交付金からの分も含めた 1.5 億円もの選挙汚職事件に関わる金、「中抜き」問題等々、枚挙に暇がないほど無駄遣いできるくらい、政府はたくさんの金を持っているということはいまやすべての国民の知るところとなってしまった。そして、それらは元はと言えば税金であり或いは国民の借金として存在する将来の負債である。いざれにしても国民から直接に税金として徴収したものか、それとも未来の国民から徴収する予定のものかの違いだけであり、その最終の責は、すべて国民に帰するものであることは間違いない。にもかかわらず、国民の最低賃金は人間が人間として生きていくことができないくらい低賃金であっていいはずはない。

香川県民への最低賃金を上げることによって発生する賃金上昇分の負担を、各企業に押し付けるのではなく、上記のような汚職に使われ無駄になってしまうような金を、正しく国民及び香川県民のために使うべく審議会の皆様からも政府に強く提言するよう求めたい。勿論、最低賃金を人間が人間らしく生きていくけるほどに引き上げることである。

十分なご検討のほどをよろしくお願ひいたします。

以上